

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月3日
【会社名】	株式会社イデアインターナショナル
【英訳名】	IDEA INTERNATIONAL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 雅治
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目13番18号M.T.Cビルディング3階
【電話番号】	03-5446-9505
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理部長 松原 元成
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目13番18号M.T.Cビルディング3階
【電話番号】	03-5446-9505
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営管理部長 松原 元成
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 100,059,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年8月25日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、訂正すべき事項があるのでこれを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

募集又は売出に関する特別記載事項

### 第3 第三者割当の場合の特記事項

#### 3 発行条件に関する事項

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しております。

## 第一部【証券情報】

## 【募集又は売出に関する特別記載事項】

## (訂正前)

当社は、本新株式の発行の他、借入金の返済及び新規出店費用のため、平成22年8月25日開催の取締役会において、平成22年9月29日開催予定の当社第15回定時株主総会決議の承認を条件として、第三者割当による株式会社イデアインターナショナル第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行を決議しております。本新株予約権付社債の発行の内容は以下のとおりであります。

## 第三者割当による新株予約権付社債の概要

(1) 発行期日	平成22年9月30日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は金10,000,000円（額面100円につき金100円） 各本新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	585,651株
(5) 資金調達の額	金400,000,000円
(6) 行使価額（又は転換価額）	本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額（以下、「転換価額」という。）は、当初683円。 なお、転換価額は平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日において、直前20連続取引日の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額に修正されることがあります。ただし下限転換価額は479円（当初転換価額の70%）、上限転換価額は888円（当初転換価額の130%）とします。また、本新株予約権付社債はM S C Bには該当しません。
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当により全額エレコム株式会社に割当てる。
(8) 償還期限	平成25年9月30日
(9) 償還金額	額面100円につき金103円
(10) 利率	本社債には利息を付さない
(11) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(注) 上記については、平成22年9月29日開催予定の当社第15回定時株主総会において本新株予約権付社債の発行に関する議案が承認されること並びに金融商品取引法に基づく効力発生を条件とします。

## (訂正後)

当社は、本新株式の発行の他、借入金の返済及び新規出店費用のため、平成22年8月25日開催の取締役会において、平成22年9月29日開催予定の当社第15回定時株主総会決議の承認を条件として、第三者割当による株式会社アイデアインターナショナル第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行を決議しております。本新株予約権付社債の発行の内容は以下のとおりであります。

## 第三者割当による新株予約権付社債の概要

(1) 発行期日	平成22年9月30日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は金10,000,000円(額面100円につき金100円) 各本新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	585,651株
(5) 資金調達額	金400,000,000円
(6) 行使価額(又は転換価額)	本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる1株当たりの額(以下、「転換価額」という。)は、当初683円。 なお、転換価額は平成23年5月1日、平成23年12月1日、平成24年7月1日、平成25年2月1日及び平成25年9月1日において、直前20連続取引日の株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額に修正されることがあります。ただし下限転換価額は479円(当初転換価額の70%)、上限転換価額は888円(当初転換価額の130%)とします。
(7) 募集又は割当方法(割当先)	第三者割当により全額エレコム株式会社に割当てる。
(8) 償還期限	平成25年9月30日
(9) 償還金額	額面100円につき金103円
(10) 利率	本社債には利息を付さない
(11) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(注) 上記については、平成22年9月29日開催予定の当社第15回定時株主総会において本新株予約権付社債の発行に関する議案が承認されること並びに金融商品取引法に基づく効力発生を条件とします。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3【発行条件に関する事項】

##### （訂正前）

##### （2）発行条件の合理性に関する考え方

##### （前略）

これらを勘案したとき、本新株式の発行による発行数量及び希薄化の規模は、合理的な範囲内にあるものと判断しております。なお、既存株主に対する希薄化への配慮から、別件本新株予約権付社債においては、平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合（当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定）、当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合（当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティファイナンスを実施する場合を想定）のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、当社普通株式への転換が制限されております。

##### （訂正後）

##### （2）発行条件の合理性に関する考え方

##### （前略）

これらを勘案したとき、本新株式の発行による発行数量及び希薄化の規模は、合理的な範囲内にあるものと判断しております。なお、既存株主に対する希薄化への配慮から、別件本新株予約権付社債においては、平成22年9月30日から平成25年8月31日までの間は、当社取締役会において、期間を定めて別件本新株予約権の全部の行使を許諾する旨を決議した場合（当社が、割当先に対して追加で資金要請をする場合を想定）、当社取締役会において、当社普通株式若しくは権利行使により当社普通株式に転換可能な新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の権利を新たに発行し、又は当社が保有するこれらを処分することを決議した場合（当社が割当先以外の第三者に対して新たにエクイティファイナンスを実施する場合を想定）、当社が別件本社債につき期限の利益を喪失した場合、のいずれかの条件を満たさない限り権利行使ができない条件が付されており、当社普通株式への転換が制限されております。